

衆議院 運輸委員會 會議録 第十四号

昭和五十九年七月十七日(火曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長代理理事 鹿野 道彦君

理事 久間 章生君 理事 浜野 剛君

理事 三塚 博君 理事 小林 恒人君

理事 吉原 米治君 理事 中村 正雄君

加藤 六月君 小山 長規君

佐藤 文生君 田中 直紀君

近岡理一郎君 中馬 弘毅君

中山 正暉君 林 大幹君

増岡 博之君 若林 正俊君

兄玉 末男君 左近 正男君

関山 信之君 田並 胤明君

西中 清君 森田 景一君

河村 勝君 辻 第一君

出席國務大臣

運輸大臣 細田 吉藏君

出席政府委員

運輸省海上技術 安全局船員部長 武石 章君

海上保安庁次長 岡田 專治君

委員外の出席者

運輸省海上技術 安全局船員部長 和田 義文君

労働省婦人局婦 人政策課長 松原 亘子君

運輸委員会調査 室長 荻生 敬一君

委員の異動

七月四日

辞任

河村 勝君

補欠選任

塚田 延充君

第一類第十号

運輸委員會會議録第十四号

昭和五十九年七月十七日

同日

辞任 塚田 延充君

補欠選任 河村 勝君

同日 五月五日

辞任 田並 胤明君

補欠選任 村山 喜一君

同日

辞任 村山 喜一君

補欠選任 田並 胤明君

同日 十二月二日

辞任 辻 第一君

補欠選任 三浦 久君

同日

辞任 三浦 久君

補欠選任 辻 第一君

七月十一日

輕車両等運送事業者のタクシ―営業類似行為規制に関する請願(瓦力君紹介)(第七七一四号)は本委員会に付託された。

七月三日

東北新幹線盛岡以北の早期着工に関する陳情書(青森県知事村北正哉)(第三七八号)

国鉄旭川車両センター存置に関する陳情書(旭川市議會議長小沢仁良)(第三七九号)

国鉄地域格差運賃の導入反対に関する陳情書外四件(徳島県議會議長糸林寛行外四名)(第三八〇号)

地方バス路線の補助継続に関する陳情書(函館市議會議長出町国義)(第三八一号)

過疎地域におけるバス路線の維持確保に関する陳情書(東海北陸七県議會議長会代表石川県議

會議長中川石雄外六名)(第三八二号)

港湾施設の管理対策に関する陳情書(四国市議會議長会會長高松市議會議長浅倉勝)(第三八三号)

近距離航空システムの整備促進に関する陳情書(四国四県議會議長會代表香川県議會議長六車安助外三名)(第三八四号)

三宅島官民共用空港の建設反対に関する陳情書(東京都三宅島三宅村坪田一五八二金井正歩外三千三百八十九名)(第三八五号)

は本委員会に参考送付された。

本日の會議に付した案件

船員法の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)

〇鹿野委員長代理 これより會議を開きます。

本日は、委員長が所用のため出席できませんので、指名により私が委員長の職務を行います。

内閣提出、船員法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。関山信之君。

〇関山委員 最初に、まず大臣から、この法案にかかわって御所見を承りたいと思うわけでありま

す。御案内のとおり、この法律が昭和五十四年の国

際連合總會において採択をされました婦人差別撤

廃条約というものに関連をいたしまして、女子船

員にかかわる規制の見直しを行う、こういうこと

でありまして、したがって、この船員法の

一部改正はあくまでいわゆる男女均等法、そこで

の成り行きを前提にしておるわけなのであります

が、御案内のとおりこちらの本体の方はまだ社会

労働委員會で審議中のことでもあります。しか

し、この法律の改正に当たっては、運輸省として

も当然雇用の分野における男女の平等な機会及び

待遇の確保、こういう問題についてそれなりの御

見解をお持ちになってこの法律を提案されておる

と思うわけであります。

この点につきまして、まず、女子船員の実態あ

るいは将来あるべき姿などを展望しながら、今回

のこの雇用均等法の問題について大臣のお考えを

お尋ねしておきたいと存じます。

〇細田國務大臣 お答え申し上げます。

ただいま御質問の中にもございましたが、今回の

法案は女子に対する差別の撤廃に関する条約の

批准に備えるものでございまして、その本体は労

働省所管の社会労働委員會にかかつております雇

用平等法案の制定が本体的なものであると思いま

す。しかし、船員に關しましては労働行政を運輸省が

担当いたしておりますので、船員法の一部改正は

これと並行してこれを提出することにしたもので

ございまして、男女雇用の平等を目指す世界的

な潮流の中で男女の雇用機会均等をすることは

最小限度必要なものは何かということを考えま

して、それによって法案を改正し条約の批准に備

えよう、条件を整備しようというものでございま

す。古い日本的な觀念から申しますと、女子が海で

働くということについてはいろいろな障害があり

ますし、恐らく国民の皆さんの中にはそこまです

なくてもいいんじゃないかというような御意見も

ないわけではないと思えます。しかしながら、こ

れは世界的な傾向であるだけでなく、日本の女子

の中にも既に商船大学校等に入学して海員を志す

というような方々も出てまいっておる状況でござ

いまして、将来船長、機関長、事務長、こういった

ような基幹的な職務にも意欲を見せておられる

方々もございます。そういうことでございまして、
で、そうした意欲のある方々、そして能力のある
方々にハンディキャップを与えないということ
が本法の目的でございまして、これによってど
まで伸ばし得るかということについては将来の見
通しは立ちませんが、少なくともそういう意欲が
あり能力のある方々を疎外しないということで立
法をいたしたものでございまして。

○岡山委員 大臣のいわば基本的な申ししまし
うか、一般的な考えはわかったわけでありま
す。ところで、そのこととかがわかって本船員法の改
正では、女子船員の就業制限の緩和、また母性保
護という観点からの、ある意味では規制の強化と
申しましようかそういうものが出ておるわけであ
りますけれども、何分にも船舶の中における仕事
というのは特殊であることはお話しのとおりで
ございまして、この辺の内容の改正についても
一つ、まず大臣から御感想を承っておきたいと
思います。

○細田国務大臣 海上労働というのは、「板子一
枚下は地獄」と昔は言われておりますような非常
な激しい、そして特殊な労働でございまして。これ
に婦人が進出をされるということは相当な決意が
ないとできないことだと思つてございまして、
全体として非常に望ましいことであるかどうかと
いうことはいろいろ議論があるかと思つてござい
ます。しかしながら、こういった時代でございまして、
現に海上労働をやりたいという希望の方が日本と
しましてもだんだんふえてまいつておるといふこ
とでもございまして、条約の批准を機会にこれ
に対応する、対応するためにはどうしても夜間労働
等の制限を撤廃しなければ仕事になりませんの
で、最小限度のところはやらなくてはいかぬとい
うのがこの立法となつておるわけでございまして。

一方、母性保護の問題でございまして、これは
外国の立法例によりまして、母性保護等について
は規定をしない、それこそ完全に男子女子の区
別なしにやつておるといふ立法例もあるようで
ございまして。あるようでございまして、我が国とし

ましては、母性を保護するということだけは男女
平等ということの中に含めて、母性の保護はあつ
てもこれは男女平等であるという考え方で母性の
保護は入れることの方が妥当であると考えたわけ
でございまして、何もかも取つ外して完全平等
ということがかえつて平等ではなくて、母性を保
護することが真の意味での平等につながる、かよ
うに考えたので、形の上では不平等のようでは
ございまして、母性の保護について手厚くとい
ひましようか一応の規定を設ける、こういうこと
にいたしました、こういうことでございまして。

○岡山委員 せっかくの御答弁をいたしてお
るわけでありまして、重ねてお尋ねをいたした
のですが、船中労働でもこの船員法の改正に当
たりましては答申を出してございまして、雇
用管理の全スデージを対象とした均等措置を求
めておるわけでありまして、先ほど来御答弁が
ありますように、何分にもその部分については
勤労婦人福祉法の改正にゆだねる分が大きい
わけでありまして、今巷間問題になつてござ
いますのは、この勤労婦人福祉法の改正内
容が、募集、採用それから昇進、配置とい
つた全スデージにわたつての均等な立場を
保障する、そのことについてすべてが努力
義務で法律が始末をつけられておる、ある
いはば罰則もなくしり抜けになつておる、
しかもこうした問題について、不平等な扱
いを受けたときの救済措置も労使の自主
的な解決というものを基本にいたしまして、
行政は助言や指導、勧告というところ
にとどまつていて、まさに実効ある男女
の機会均等を保障する法律体系になつて
おらぬじゃないか、こういうことになつ
ておるわけでありまして、この辺の法律
の、法律のと申しますか、大臣所管
じゃないわけでありまして、しかしそれ
を受けとめる船員法を提案なさるお立場
から、この辺の労働省サイドの対応とい
ふものをどのようにお考えになるのか。

あわせて、この際、ちよつとお尋ねを
いたしておきたいのは、先日、本会議で
この法律が上程されました際に、六
月二十六日でございまして、

も、我が党の土井たか子副委員長が質問に立ちま
して、あなたの女性観はと、こゝろ尋ねましたところ
、中曽根総理は、天の半分は女性が支えている、
そして女性はよき妻であると同時にまたよき母であ
つてほしい、こういう御発言がまたよき母であ
ります。我が副委員長がミスであることを御承知
の上の御発言ではなかったようでありまして、ま
あそのことは余り問題にもならなかつたようで
ありますけれども、この辺の御発言については大
臣はどんなふうな御感想をお持ちか、この機会に
ちよつとお尋ねをいたしておきたいわけであり
ます。

○細田国務大臣 どうも総理大臣の答弁を私が批
判をする立場にございせんので、何とも申し上
げかねるのでございまして、私は、できるならば
男女平等ということとは可能な限り平等であるべき
だと思つております。しかし、女子には人類の半
分をしようというよりも、出産、育児という非常
に重大な任務がございまして、したがつて、これら
のことを考えに入れるということとは、男女平等に
相反するものではなくて、こういうものを考へて、
その中でできるだけ平等ということが本當の意味
の男女平等じゃないか、何でもかんでも同じにや
れというのが本當の意味の男女平等ではないん
だ、このように私は考へております。

○岡山委員 なかなか慎重なお言い回しなもので
すから、しつぱがつかめませんけれども。
実は、私があえてそのことをお伺ひしたのは、
もちろん大臣も御承知のことだと思つてござい
ますが、今回の雇用均等法は、いろいろな長い運
動の歴史があるわけでありまして、一九六七
年に男女の差別の撤廃のための宣言を出してお
るのだと申して、そこでの問題意識と、一
九七九年の今度の条約の採択の間にはかなり質
的な違いがある。その点は、御承知のとおり前
の宣言の段階では、家事、育児というのは女性
の役割であること前提にいたしまして、この役
割というものを留意した上で男女平等を実現する
ことにしていたわけですから、しかし、この条約
では、家事、

育児を両親の、男の親の方の責任というものが
平等に持たせることによって、同時にまた母性の
尊重と伝統的な役割分担の変更を求めていかな
ければ本當の平等じゃないということになつて
おるわけでありまして、そういう点では私は、
総理の発言はこの問題に真剣にかかわつてきた
女性の皆さんから大変ひんしゅくを買つたの
じゃないかと思つておたわけでありまして、
大臣の方は少し前進をした御答弁でありま
す。この問題はそう突つたことはやめま
す。しかし、先ほど申し上げました全体とし
ては、所管が違つたと大臣としてもなかなか御
答弁しにくいのかもしれませんが、特に女子
船員の場合は、これは後ほどお尋ねをいた
しますけれども、先ほどお話がございま
したように商船大学へも今、女子学生が
入つておる、しかしそれはつい最近まで
おつたという状態なわけでありまして、
そういうようなことを考えますと、全体的
に古い日本的な觀念からすると、海へ女
をというのはいささかという御発言があ
りました。しかし、全体として対応が
おつておるとすればかなり思い切つた
わけでありまして、女性の出出は分
野ではなかなか難しいのではないかと
思つてございまして、それから、
重ねて勤労婦人福祉法の方の対応
について、今修正案なども出て
微妙な段階にありますが、大臣の御
発言としてはなかなかやりに
くいでしょうけれども、ひとつお
考えをお聞かせいただきたいと思
ひます。

○細田国務大臣 やや専門的なことは政府委員か
ら答へさせていただきますと思つてござい
ますが、私は極めて常識的にお答えを
させていただきますと思つてござい
ます。私など明治の人間でございまして、戦前の日本
における男女の立場というものをこの目で見てま
いておられます。民法上の重大な差異、例えば妻
の無能力なんというものがあつたり、それは今か
ら考えとめちやくちやなものであつた、こ

うことであつたと思うのでございます。

戦後、逐次、いわゆる男女平等の方向にいろいろな点で変わつてまいりました。一番大きいのは、政治に参加することなども昔はなかったわけでございいます。そうしてだんだん進んでまいって、今のでき上がつておる条約というのは、現在における一つのメルクマールといましようか、目標といひましようか、男女間の関係における一つの理想として現在掲げられておるものではないかろうか、私はかように思うのでございます。

しかしながら、実際上は仕事の性質やいろいろなものがございます。男の側も女性のやることをもつとやらなければならぬというような問題もあらうかと思ひます。いろいろな点で、そういう男女平等関係から見ても、一つの理想的なところまでは必ずしもまだ一挙にいき得ないという点もあり、その方が国民の考え方に合ふ、言うならば一つの理想と国民のコンセンサスというか考え方の調和点といったようなもの、そういうものを見つけていかなければいかぬのじやないか、女子の方々の志向、意思とかそういうものも考えて現実に即したことにしなければならぬのではないかろうか。そこで条約と今度改正しようとしておる法律との間に若干の食い違いといひましようか、若干の差が出てまいっておるのじやないか、私はこのように考えておりますが、やはり何といひましても一歩一歩着実に真の意味の男女平等の方向に向かつて進んでいくことが必要ではなからうか、かように考えております。

○閣山委員 これ以上大臣の答弁を求めてもいたし方ないことなんでしょう。きょうは労働省の方からもお伺ひいたしておりますのでお伺ひをしたいと思いますのですが、最初に大変失礼なことを伺ひますけれども、きょうは松原婦人政策課長、お見えになつていらつしやるわけですね。あなたの場合は、今そういう位置にお座りになつていて、あなたの特殊なすぐれた才能が今婦人政策課長といういすを保障しているのか、それとも全体的に世の中の仕組みの中でこれはまあ当然のこととい

うふうにお受けとめになるのでしょうか。社会労働委員会ではいろいろな議論をしておりますが、こは余り専門的な議論もいかがかと思ひますので、まず最初にあなた御自身の勤労婦人福祉法をめぐつての御感想といひましようか、お考えを承つておきたいのです。

○松原説明員 お答え申し上げます。

先生も御承知のとおり、公務員の職場といひますのは機会が均等であり、待遇が平等ということが保障されておまして、そういう意味で意欲、能力がある女性はいくらでもそれなりの待遇が受けられる、つまり男性と何ら差別されることなく職場で能力を発揮できるという仕組みになつてゐるところでございまして、今先生御指摘になりましたようなことは、私非常にお答えにくい点ではございいますけれども、そういう枠組みが保障されてゐたといふことの結果だといふふうに私は認識してゐるわけでございいます。したがひまして、こういう公務員における男女の機会の均等、待遇の平等ということが民間の企業におきましても広く確保されていくことは非常に重要なことだといふふうに認識いたしてゐるところでございいます。

○閣山委員 私も改めてこの官公庁職員抄録といふのを拝見をいたしまして、各省でただ女性がこのリストに載つてくるのだからと思つて拝見をいたしたのでありますけれども、ざつとめくつて労働省の婦人少年局ぐらゐなものですね。私は、建前からいへばあなたのおっしゃるとおりだと思ふのですけれども、しかし実態がさうなつてゐないといふことも十分御承知だと思ふのですが、また民間においてをやといふことになるのだからと思ふのです。

今議論がされておりますように、先ほど運輸大臣にお伺ひしたことなんですけれども、一体こうした女性の雇用管理の全ステージにおけるいわば均等といふものが本当に今の法体制で守り抜けるのかといふことは、私どもどう考へてみてゐるのかなか納得のいかぬところでありまして、ましてや救済措置などについても極めて不十分と言わざる

を得ないわけなんですけれども、特に船員という特殊な職業形態について、今回この法律、十分皆さん方のところにもかかりがあることなつておりますがゆゑにそれなりに実態もお調べになり、どのような対応がいかに御検討もあつたんだと思ふのですが、その辺はいかがでございまいしょうか。

○武石政府委員 私どもは、この法案を作成するに当たりまして、まず女子船員の実態調査を行つております。その結果、現在の女子船員の総数は昭和五十八年九月現在で約千四百三十名といふこととでございます。そのうち約七百四十名が長距離フェリーなどのいわゆる内航船舶におけるマリナーと云われてゐる人々、それから三百名弱が内航船舶の機関長、約百四十名が内航船舶、漁船の甲板部員といふことになっております。それらで全女子船員の八〇％以上を占めるということとで、そのほか内航船舶の船長とかあるいは同機関部員とか司厨員といふふうになつてゐるわけでございまして、外航船舶にありましては、長期にわたつて航海に従事してゐるというような者は四十二名といふものを数えるのみでございいます。女子船員総数に占める割合は、そういう意味でその四十二名といふのは三％未満にすぎないといふような実態が明らかになつております。

これに関連しまして、さらに私の方は外航コンテナ船、長距離カーフェリー、内航の小型船に乗り組んでゐる女子船員、そのほか管理者である船長などから、現在の船員法上の女子に関する特別規定であります危険有害業務の就業制限とかあるいは産前産後の休業といふような母性保護あるいは生理休暇の規定、夜間労働の制限等につきまして、個々具体的に意見を聴取したところでござい

ます。

○閣山委員 労働省の方にお伺ひしたいのですが、その辺の実情については労働省サイドとしては実態の調査や問題点などは一応フォローしていらつしやるんでしょうか。

それから今お話がございましたように、確かに

全体の女子船員の数というのは非常に少ないわけでありまして、そういう意味では、それ自体対象が少ないという意味ではウエートが低いということになるのかもしれないけれども、そのこと自体がやはり女子が進出をしようとする分野であるといふことの裏腹でもあると思ふんです。実は女子船員の実態といふのが一体どういふふうになつてゐるんだらうかといふようなことであつてこつち資料みたいなものも探したんですが、なかなかございませんで、皆さんもお読みになつていらつしやるかもしれません。海員組合の雑誌で女子船員の特集をやりました。ことしの五月号ですけども、そこかなり現場で働いていらつしやる女性の皆さんの声が収録されておるわけですよ。ごらんになりましたかどうかあれですけども。

それで、こゝではもうこれは全部御紹介をしていくわけにもいかないので、特に女子船員の中の一番中心部分を占めるマリナー、フェリーに乗つていらつしやる女子労働者の皆さんなんです。今回の船員法の改正の一つの焦点でもあります。産前産後の休暇については、例えば一月二十四日、日本沿海フェリー所属「しれとこ丸」、結婚前に自己都合で退職するため特に影響はない。二月六日、「日本カーフェリーの専用埠頭」に出向き、日本カーフェリー所属の「美々津丸」に、こゝでも「産前産後休暇については「結婚が決まると、自己都合で退職しているのが確かな実態」。一月十四日、「新さくら丸」、産前産後休暇は「組合意見の前後各六週間を各八週間に延長する案は母性にとつて重要である。ただし、結婚が決まると自分から退職せざるを得ない」。これだけしかないんでなく、ずつといふいろいろな職場の実態の報告があるわけなんですけれども、こゝではもうその大半が結婚すると船をおりてしまわなければならないということになつておるわけですよ。

したがつて、育児休業あるいは再雇用保障というものについてこの海上の職業といふのはそれなりにきちんとした法的な対応や整備がなければ、

これは幾ら私どもが男女の機会均等というふうな声を張り上げてみても、特殊な職業分野としてこれは実現し得ないのではないかと、こう思うわけがあります。特に今回女子船員の場合は今まで産前六週間というものが、妊娠中はもう全部全面的に乗船禁止ということにもなっております。この辺のことについて勤労婦人福祉法の関係ではどう対応すべきか。今のような対応ではとてもじゃないけれども、この女子船員の問題は解決がでないのではないかと、かように考えますので、前段の女子船員の問題への対応といえますが、今までの実績と今の問題についてのお考えをこの機会に労働省側からお聞かせをいただきたい。

○松原説明員 お答え申し上げます。

先生何点か御質問がございましたけれども、まず女子船員の実態を労働省として把握しているかどうかという点についてでございますが、私どもは民間企業に働きます女子労働者全体の労働実態ですとか労働条件等につきましては調査等いたして把握に努めているところでございますけれども、船員労働は運輸省の所管でもございますので、そういう形で特に女子船員の実態を取り出して把握をいたしているというところはございません。

それから、今御指摘になりました調査結果は、申しわけございませんが私ども読ませていただいたことはございません。

それから、マリナールが結婚してやめなければいけない実態にあるという御指摘でございますが、これはどういう仕組みでそういうことになっているかはいろいろあるかと思えます。例えば就業規則などに結婚退職制が定められているような場合があるかと思えます。また、職場の慣行で結婚したらやめなければいけないようなことになっているというふうないろいろな実態があるかと思えますし、御本人みずから結婚したらやめたいということでおやめになる、いろいろなパターンがあるかと思えます。

ただ、これにつきましては例えば就業規則などで結婚したらやめなければいけないといういわゆる結婚退職制をとっているような場合につきましては、こういうものは既に昭和四十年ごろから公序良俗に反して無効であるという判決が相次いで出されておりました。こういうものは船員労働以外の分野にもかなりあったわけでございますけれども、労働省といたしましてはそういう判決の積み重ねを踏まえまして行政指導をいたしました結果、現在ではもうこういう意に反した結婚退職というふうなものほとんど姿を消している実態にあるわけでございます。

それから、最後に御指摘のございました育児休業ですとか再雇用について、制度的に保障がなければ女子船員については働き続けることがなかなか難しいのではないかと、いうことでございまして、この点につきましては男女の機会の均等、待遇の平等の問題を長年検討をいただきました私どもの大臣の諮問機関でございます婦人少年問題審議会でもあわせて検討をお願いいたしましたわけでございまして、そこでの結論は、育児休業につきましては既に勤労婦人福祉法に事業主の努力義務として規定されているわけでございますが、これをいゆる女子労働者の請求権、つまり育児休業することを企業に請求できる権利として法制化してはどうかという観点からの議論につきましては、最終的な取りまとめにおきまして、現段階におきましてはまだ普及率が割くらくらいでございますし、そういうことを考えますと全企業にこれを強制するのは困難であって、現段階においては行政側がもう少し積極的な努力をやって普及促進を図るべきであるというのが多数意見だったわけでございまして、そういうことを踏まえまして、今回の法案におきましては育児休業請求権の法制化はやめまして、そのかわり国としても積極的にこの普及促進を図りたいという見地から、今までございまして、その他の援助をするという規定を新たに置いたわけでございまして、

それから、再雇用につきましては、これは最近一部の銀行ですとか流通関係で徐々に導入されてきておりました、私どもそういうことを踏まえて最近調査いたしました結果では、こういう制度を持つていた事業所は七割くらいでございまして、まだまだ一般化しているとは言えない状況にございます。そういうことがございまして、女性の場合は妊娠したり出産したり育児のために一段たんやめて、それからまたもう一度子育てが一段落したら労働市場に出てきて働きたいという方も多いわけでございまして、そういう方たちが円滑に雇用機会が得られるということは非常に重要なことだと認識いたしまして、今回の勤労婦人福祉法の改正の中に新たに再雇用特別措置を事業主の努力義務として設けたわけでございます。これは、先ほどの婦人少年問題審議会の建議の中でも、女子労働者のそういう就業実態にかんがみまして事業主がこれらの女子を再雇用する制度を導入することを奨励することが必要だというふうに指摘されたことなどを踏まえたものでございます。

○関山委員 後段の方は今回出されているいろいろな対応の御説明ですが、私は前段のところでも不満が残るのです。それは確かに労働基準法に対応する部分としては船員法というものはあります。しかし、少なくとも今回の法律改正に当たっては、いわゆる男女の雇用管理の機会均等という面では皆さん方がすべての女子労働者をカバーしていらっしゃるわけでしょう。そういう点では船員法が特に特別な別建ての所管外の法律であるだけに、そこでの見落としがないのかということ、労働省の婦人少年局としてはきちっと実態を、一度はさわつてごらんになる、問題はなにかということをとらえておいてはなかなかなかったのじゃないだろうか。きょうは婦人政策課長でいらつしやいますから余り責任を詰めることもないがなにもかもしませんけれども、大臣でもいらつしやたらに本当に私は不満に思います。ただ単に千四百人しかいないと言つてしまえばそれは問題外でありますし、そう思つていらつしやるわけでもないのではありませんけれども、婦人少年問題審議会等の答申にも女子船員の問題が

一つも入っていないこととです。今、前段お話がございましたように、そういう点ではそれは意に反した結婚退職というのはいないのかもしれない。しかし、実態はそういうことじゃなくて、いろいろな結婚してもお仕事が続けられていくようなそういう条件が整つてない、そういう職場はたくさんあります。しかし、とりわけ船の場合は特別じゃないか。特に外航船などに乗れば何日か家をあけなければならなくなるわけですから、ある一定期間家庭を留守にしなければならぬという特殊な職場でありますから、一般の陸上の労働であれば多少深夜労働があろうと時に忙しい労働があろうと、いわば家事、育児と仕事の両立というのは可能でもありましようが、そういうものが全然ない職場だけに、私はこの間の勤労婦人福祉法の改正の過程で婦人船員の問題が取り上げられなかったことは大変残念に思います。

特に、育児休業あるいは再雇用といったものは確かに全体状況からすればおっしゃるとおりの数字かもしれませんが、しかし少なくともこの分野においてはきちっとした問題の指摘なり、今直ちに法律的な手が伸べられないにしても、問題の所在くらいはしっかりとつかまえて問題提起をさせていただくということがあつてしかるべきだったのじゃないかと思つては、いふまでもなく、婦人政策課長として、今後この問題の発展の過程で女子船員の問題について積極的にこの実態も調べになり対応もしていくということとをぜひお答えをいただけたとありがたいのですが、その辺についてはいかがでしょうか。

○松原説明員 今後、運輸省とも連絡をとりまして検討させていただきたいと思つております。

○関山委員 それでは、もとへ戻らせていただきます。

船員部長にお尋ねをいたしますが、今お話がございましたように、本体の方は私どもにとりましては非常に不十分、不満足という感じが否めないわけでありましても、幸いにしてと申しま

しょうか、いわばこの問題を最終的に扱う調停の機能を持つ機関が、勤労婦人福祉法では特別な委員会の設置が法律で決められておるわけであり、船員法の場合は船員中央労働委員会あるいは船員地方労働委員会というもののいわば権限委譲される、そういう体系になっておるようであります。

この船員労働委員会というものが船員法というものに基いてあるいは独自の機関として存在をしておりますだけに、今労働省側に申し上げたような、そういういささかの不満もその部分でカバーはできないだろうか、こう思うわけなんですけれども、例えば船員法では大臣への建議権限なども労働委員会は持つておるわけでありますから、より積極的な対応をすべきではないかというふうに考えるわけであります。また、福祉法の第六条の読みかえでは、女子労働者の福祉対策への指針もここで決めることになるわけでありましてけれども、この辺のことにについてひとつお聞かせをいただきたいと存じます。

○武石政府委員 お答えいたします。

いわゆる雇用平等法に基づく機会均等調停委員会の権限と同じように、船員中央労働委員会がこれを行うことになっていることになった経緯でございますが、女子船員の数とか就業実態から見まして、調停を実施するために私どものもとに新たな組織を設けるというまでの必要性はないのではないかと、これが第一点でございます。それから、船員労働委員会は、今先生がいろいろ御質問の中でお触れになりましたように、従来から船員にかかわる一般的な審議機関として、あるいは雇用に関する調停、あっせんその他の機関として機能しておったわけでございますし、さらに、従来から船員にかかわる勤労婦人福祉基本計画の策定とかあるいは変更につきましても審議会としての機能を果たしていたというようなことで、婦人労働問題についての意見も有している、そういうようなことが理由でございます。また、今回の船員中央労働委員会の行う調停等

の権限につきましては、この法律に基づいて創設された権限でございますので、その内容は陸上における機会均等調停委員会の権限と同等のものであるというふうに考えているものでございます。それと、一般的に労働問題に関する審議機関としての船員中央労働委員会においてこのような検討が行われるということは今後あり得るというふうなことを考えております。

○関山委員 福祉法の規定に従っていけばそういう権限の制約もあるわけですが、しかし船員労働委員会そのものにまた独自の権限もあるわけでしょうから、そこで先ほど来申し上げているような再雇用の問題でありましてか育児休業等の扱いについて、積極的な独自の対応をこれからお考えになつていただけないものか、いくべきではないか、こういうことで申し上げておるわけでありまして、ひとつそのようにお受けとめていただいでいしかるべく対応をしていただきたいと思うのですけれども、そういうことは不可能なわけじゃないわけでしょう。

○武石政府委員 先ほどの労働省の方への御質問に絡んでの実態をちょっと申し上げまして、それとの関連でお答えしたいと思ひます。

特にマリナールが結婚するとほとんど退職してしまふという御指摘がありましたけれども、マリナールの就業年数というのは通常非常に短期間でございまして、結婚を理由として退職するというのが一般であるというふうには私どもの方でも聞いておるわけでございます。これは船内労働の実態が陸上と相違しまして毎日自宅に戻れるというものではなくて、一般の陸上労働者の場合とは異なつて家庭生活との両立が困難であるということがその主な理由ではないかと考えておるわけでございます。

それから、船員労働委員会の方から、私どもがこの今回の法改正に対応いたしましたいろいろな御審議をいただいたときには、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するため」原則として一般の女子労働者についてと

られる措置に準じた措置をとること、一応はそういう形で御答申をいただいているわけでございます。私どもとしましてはその線に沿つて従来から今回の法改正についての内容をも固めてきたところであるわけでございます。

それから、船員労働委員会の権限でございますが、労働委員会の委員会としての権限としまして、労働組合の資格審査とか、あるいは労働協約の拡張適用の決定とか、それぞれ労働組合法等に基づいていろいろな権限を行使しているわけでございますが、そのほか諮問機関としての権限といたしまして、船員法とか労働基準法の改正あるいは施行に關連するいろいろな政令等の改正につきましてはいろいろ御審議をいただいている。あるいは船員職業安定法の施行あるいは船員の最低賃金とか災害防止、青少年の勤労福祉対策とか、各種の審議機関として機能いたしておりますので、そういう審議機関としての中でこの問題について今後検討するということとは私どもとしても考えられることだというふうに考えております。

○関山委員 労働省の方に苦情を申し上げましたけれども、運輸省サイドでも、やはり数が少ないとか特殊な職場だとか、そういう常識や観念がつかまつておるものですか、結局今回の場合もそういう意味での実態調査みたいなものが不十分だったんじゃないだろうかという感じがいたします。

先ほどのレポートを見ましても、やはり結婚してからでもできれば仕事をしたいという声だつてたぐさんあるわけですし、現実にはそういうものがなかなか保障されておらぬ。海員組合というのは、船員部長御存じのとおり、組合としてはなかなかしっかりしておりますから、さつき労働省の方から御答弁のありましたように、就業規則でどうこうというようなことは余りないんじゃないか、私も詳しくわかりませんが、それだけに特殊な分野というふうな切つて捨てないで、ぜひとも積極的な対応をお願いをしておきたいと思ひます。

とりわけ、先ほど大臣への御質問のときにも申し上げたのですけれども、昭和五十五年に東京商船大学が、募集要項の改正によつて、初めて女子の入学を認めた。私もこれは意外な感じがいたしましたのでありますが、数も少ないわけではございますが、ことし初めて卒業生が出ていくということのようでありまして、それだけにこの面でもぜひ今後の対応にまちたいわけですが、一体どのような経過でござつたのか。他の養成機関ではこういう差別はもう今ないのかどうか。他の養成機関と申しますのは、幾つかありますが、商船大学は別にしまして、商船高等でありましてか海員学校とかそういうところではそういう差別はないのか。それから就職は今後の問題ですけれども、これに対する対応などについてお考えを伺つておきたいと思ひます。

○武石政府委員 東京商船大学に女子学生が入学いたしましたのは、先生がおっしゃるとおり、五十五年にオープンいたしました五十六年からでございます。それで、商船大学におきましては、先ほど大臣からもお答え申し上げましたように、現在女子学生が一年生は二十一名、二年生が十六名、三年生が十三名、四年生が三名、今回卒業する第一回生、今乗船実習科におりますけれども、それが二人ということ、この数字はだんだん女子学生がふえてきたという数字でございます。それから商船高等専門学校でございますが、この商船高等専門学校については、六十年度から女子に対する入学制限を廃止するということになっておるわけでございます。関山委員、まだ廃止しておらぬわけですね、と呼ぶのは、六十年度から入学制限を廃止するということになっております。それから海員学校におきましては、五十七年度から女子に対する入学制限は廃止したところでございまして、現在までのところ入学者はございせん。志願者もございせん。そういう状況でございますので、その辺の推移を見ながら私どもとしても対応してまいりたいと思ひます。

○関山委員 今の御答弁で、海が特殊だということと女子が疎外をされておったという実態が明らかにされておるわけですが、商船大学の数字で言えば今後だんだんふえていく傾向にあるという。この辺は、商船高専あるいは海員学校についても積極的に女子に門戸を開いていこう、そういうお立場にお立ちになるのでしょうか。

○武石政府委員 私どもとしては、今回の法律の改正の趣旨もそういう方向でございまして、積極的に門戸を開いてまいりたいと考えておるところでございます。

○関山委員 あと若干、時間もなくなつてしまいましたが、具体的な問題について一、二お尋ねをしておきたいと思うのです。

深夜労働の問題なんですけれども、一つは、いわゆる船舶職員法対象船員以外の人たちに対しては現行規制を残すべきじゃないかというような御意見も組合側にはあったようなんですけれども、改正案は全面規制緩和としていっているわけなんです。この点はやはり、スチュワード、司厨員等、職種に応じて、業務内容あるいは就航航路や労働環境等を考慮して運用をしていかなければならぬのじゃないか、緩和をしていかなければならぬのじゃないか、こう考えるわけですが、その点についてのお考えが一つ。

それから、今回の法律改正では十八歳未満の扱い、従来は十八歳未満及び女子、こうなつていた深夜労働の扱いについては、十八歳未満だけ残しておられるわけですね。これとの整合性は一体、どういうことになるのか。ある特定の職種については、今、十八歳未満の少年にかかわっていると同じように深夜労働を特定の場合認めても、ある一定の時間の休養を与えれば、といったような扱いにしておくことの方がよかつたのではないかと私は思うのですけれども、この深夜労働についてごく簡単にひとつ、御答弁をいただきたいと思うのです。

○武石政府委員 女子の船員の深夜労働の禁止に關しましては、陸上の女子労働者については労働

環境とか家庭責任等を配慮いたしまして、今後とも制限規定を存続させたというふうに承知しているわけですが、海上労働の場合には生活と労働が船舶という一般社会から離れた同一の場所で行われ、家庭から離れて単身で船舶に乗り組んで海上労働を行うというのが通常でございまして、家庭責任や家庭生活との両立を果たすことが本来的に無理な、特殊な労働であるということが一つございまして。

それから、船舶における海上労働と申しますのは、代替要員が乏しいのが一般的な状況でございまして、航行中においては夜間においても当直を絶えることなく続けなければならぬという特殊な労働であるということ、女子船員にとりましてもそれらの要員として夜に働く必要性が高いというふうなことで、このようないわゆる海上労働の特殊性が存するということに關しまして、陸上労働者とは異なつた深夜労働の制限を存続させる必要性というものが乏しいというふうな考えられ、女子船員の今後の雇用機会の拡大の観点から、今回の法改正では、妊産婦を除いて一般の女子船員については規制を撤廃することにしたところでございまして。

それで、マリナールでございまして、法改正に当たりまして、マリナールについて一般の女子船員と違う見地から、例えば夜間労働の禁止規定を存続するというような御意見があつたわけですが、そういうような御意見もあつたところでございまして、私どもとしては今回の船舶法の施行に当たっては、本件に關する船員中央労働委員会からの答申にございまして、女子船員の従来からの労働実態にかんがみて、女子船員の就業上の不安がないように十分に配慮した法の運用を行つていきたいというふうに考えているところでございまして。

なお、女子船員の深夜労働の禁止に關しましては、現在の船舶法の規定によりまして、深夜労働につきましてもサービス業務とか旅客の接客業務というふうなものについては行政庁の許可を得ま

して解除することができるといふただし書きがございまして。これは二十四時を含む九時間の休養を与えようというのを前提に置いてございまして、そういう許可に基づいて実際には二十四時までの深夜労働をかなりやっていると実態でございまして。

○関山委員 その辺はひとつ十分実態を踏まえて御対応をいただきたいと存じます。

最後にありますが、これはぜひひとつ大臣からお答えをいただけたらと思つたのですが、今が専ら女子船員の問題について申し上げてきたわけでありまして、しかし考えてみますと、先般、港湾運送事業法の関係で港湾労働者の雇用の問題をいろいろと議論をいたしました。同じようにこの船員の問題も、これは一般の男性も含めて雇用の問題が日々深刻になっておるといふ実態があるのじゃないかと思つたのです。ただ、これもまた、内航、外航ともに厳しい経済環境の中にあるとはいへ、将来に向けていけば日本海運というものを守るというふうな点につきましましては、船員確保対策というのはまさに国家的な見地から考えていかなければならぬ問題じゃないだらうかというふうに考えるわけです。船員の年齢構成などについても実態はますます高齢化が進んでおるようでありまして、新規採用の抑制やら、それぞれの企業が厳しい実態にある。

この前の港湾運送事業法のときの議論の中にもございまして、まさに今、日本株式会社は生産過程における合理化というのとことん進んじやつておるわけでありまして、これ以上合理化のしようもないところまで来ている。したがつて、流通過程に専らそのしわ寄せが来て、今海も港もあるいは国鉄もみんなそこへ一挙にしわ寄せが出ていゝ感じがするんですね。私はそのことについてささざまな角度から日本の将来のことを考えて特に海の問題は対応もしなければならぬのでありまして、また雇用問題という

ことでも雇用問題が激しくなつてまいりますと、優等生で来た日本資本主義も、この面では今まで失業の問題というのは諸外国と比べても唯一、優等生で来たわけですから、大変深刻な事態を今招きつゝあるのではないかと、ということになりますと、雇用問題というのは、かなり政策的に、一番このしわ寄せを受けている流通過程におけるささざまな問題に積極的な手だてが講じられなければならぬのではないかと。

きょう、UNCTADの便宜置籍船の会議が始まつたようでありまして、仕組み船やマルシップの問題など、これは別な機会に海の問題でまたいろいろとお話を伺つていただきたいと思つておりますが、この辺、全体の船員の雇用確保という問題についてのお考えを最後に伺ひをしなから、なお、その中における女子船員の位置づけについてお尋ねをいたして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○細田国務大臣 非常に重大な問題であると思ひます。女子の雇用の問題につきましましては、今回の法改正は前向きな方でございまして、雇用の機会を拡大するということになることは確実だと思ひます。

全体の雇用の問題についてはどう考えるかというところでございまして、海運の合理化ということになるとどうしても船員の問題が問題になつてまいります。どうしても最小限度の船員を動かすという方向でございまして、また、おっしゃるやうに船員の高齢化も進んでまいつておる、こういうことでございまして、船員の雇用問題というものは基本的、本質的に非常に大きな問題をはらんでおる、こういうふうな考えをすべきだと思つておるわけにございまして、これをどうするかというところは、私どもも今海運造船合理化審議会を将来の海運造船についてどうするかというところをいろいろお考えいただいておりますが、これとあわせて、どうしても政府がこれと真剣に取り組んでいかなければならぬ、基本的に非常に困難な問題を含んでおる問題で、これを単に労使関係

に任せるといふわけにはまいらないといふに私は思っております。

○閣下委員 ありがとうございます。終わります。

○鹿野委員長代理 森田景一君。

○森田(景)委員 今回の船員法一部改正法案は、先般の大臣の趣旨説明にもありましたように、昭和五十四年の国際連合総会において採択され、昭和五十五年七月に我が国が署名した女子に対する差別の撤廃に関する条約の批准に備えるための国内法令整備の一環として、女子船員について、その特別規定の見直しを行うとともに、母性保護の充実を図ろうとするものである、こういうことでございます。

この婦人差別撤廃条約第十一条では、母性保護を目的とする特別措置を除いて婦人労働に関する特別の制限を設けることは原則として認められず、また募集、採用、昇進、教育訓練、退職等について男女のいかなる雇用平等等を確保することが規定されているわけでございます。船員法の改正についても当然この精神が尊重されなければならぬわけでございます。この点について大臣はどのようにお考えでございましょうか。

○細田国務大臣 今おっしゃいましたように、女子船員の募集、採用、賃金、配置あるいは昇進、教育訓練、定年、退職等について男女の差別をなくするというのが当然考えられなければならないと思っております。

○森田(景)委員 そういうことでございますから、女子船員の募集とか採用、賃金、配置、昇進、教育訓練、定年、退職等について男女の差別は当然禁止をされなければならないわけでございまして、この点については大臣も同じでございまして、(鹿野委員長代理退席、久間委員長代理着席)

○細田国務大臣 建前としては禁止するという努力義務になっておりますが、罰則がない、こういうことでございまして、強制力について非常に欠けるものがあるということは率直に認めざるを得ないと思っております。

○森田(景)委員 大臣は最初からもう手を上げていらつしやるので、それ以上詰めても仕方がないと思ひますが、とにかくこの婦人差別を撤廃するという条約の成立のために船員法が改正されるわけでございます。これは本体の方の審議は別の委員会で行っているわけでございまして、運輸大臣としてはそういう見解である、こういうふうに乗っておきたいと思ひます。

今申し上げましたけれども、今回の船員法改正案につきましては、雇用機会均等法が成立しなれば実効は上がらないわけでございまして、この点について労働省との連携はどのようになっているのか、その辺について大臣の御見解をお聞かせいただきたいと思います。

○武石政府委員 今回の法律案を作成するに当たりましては、私どもと労働省との間で緊密に連絡をとりながら作成に当たったものでございまして、森田(景)委員 先ほどいろいろとお話がございましたけれども、女子船員が非常に少ないわけでございます。この女子船員の雇用という問題についてはいろいろとこれから大変な問題になるのではないかと思っております。今回の船員法改正案及び雇用機会均等法が成立いたしますと、法律上の男女の雇用機会の均等化、母性の保護が図られることになるわけでございまして、しかし、雇用実態として女子船員の就業が進むかどうか、効果については非常に疑問が多いと思ひます。

私は二点疑問がございまして、一つは現在でも船員は海運不況とかあるいは船員制度の近代化等の要因によりまして余剰船員問題が顕在化、恒常化しているわけでございまして、それから第二点は、船員の中に占める女子の比率は陸上の全労働者に占める女子の比率と比較しまして、極端に低いわけでございまして、大臣も御存じのとおり、船員数としては二十二万五千余人、このうち女子船員数が一千四百四名、比率としまして〇・六四％、それから親族のみの船員法の適用除外者を除きますと、女子船員数は千四十二人、全体として〇・四六％、このように女子の船員は非常に低いわけでございまして、陸上全労働者数が四千二百五十八万人、そのうち女性労働者が千四百八十六万人、全体として三分の一、三四・九％が女子労働者である、こういうことで、船員の中に占める女子の比率は非常に低いわけでございまして、

先ほど大臣からお話がございましたが、船舶作業という職種は従来は女子の職業としては極めて特殊な職種であった、こういうことがあったと思うのです。こういう状況でございまして、そういう中で若干質問をしていきたいと思ひます。

法的には整備されるときにしても、女子が船員として雇用される環境は整っていないのではないかと、こういう現状だと思ひます。この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

○武石政府委員 今回の法改正によりまして、今後女子船員の雇用がふえるかということについての御質問だと思ひます。

お答えいたしますが、今回の法改正は、女子が船員として就労することを実質的に制限していた差別規定であります。夜間労働の制限とかあるいは必要以上の危険有害業務への就業制限を見直すというものでございまして、これによりまして、女子船員の雇用の機会は大幅に拡大すると思ひます。

ただ、先生が御指摘のように、女子船員を取り巻く情勢といえますが、非常に厳しゅうございまして、海運業界の長期不況といふこともございまして、それから、それに基づいて日本の船員の過剰状態、それから海上労働に対する一般女子の認識などから見ましても、女子の船員が急激に増加するといふことは当面考えがたいわけでございまして、船舶学校に対する女子の入学者が、その門戸を開放して以来着実にふえてきているという状況、一方にあるわけでございまして、こういう中で、当面急激に増加するとは考えにくいところでござい

ますが、着実に増加する機会といえますか、そういう機会だけは少なくとも確保されたといふふうに考えております。

○森田(景)委員 政府の方としては、女子船員は今後ふえるのではないかと、ふえる見込みであるといふ今の御答弁だと思ひますので、本当にそうあってほしいと思ひます。

一方では、それでは雇用主といひますか船主の側としては、こういう問題についてどう考えておられるのか、わかりますか。

○武石政府委員 船主サイドから個々に直接私どもとして聞いたわけではございませんが、今回のこの婦人差別撤廃条約を批准するための法体制の整備という過程で、船員中央労働委員会その他で、労働側、使用者側、公益側と三者構成でかなりな議論をやつてまいりました。そういう中で、やはり船主サイドとしても、こういう実質的な差別となつておるような条件を解除することが、それによつて女子船員の雇用につながるということを十分認識した上で議論がなされておるわけでござい

ます。それで、現場の意見といひますか、例えば船長なんかの意見を聞きまして、こういう条件がでなければ、例えば船内一般の男子並みに職員として使つて働いてもらうのは大変にくい、そういう意味では、こういう制限の撤廃が望ましいといふことを述べておりますし、使用者サイドとしても、こういう世界の情勢あるいはこの法律なり条約を批准するに至る最近における社会情勢といふものを十分に認識して、船員の雇用の拡大といふものを考えていただけるものと私も考えております。

○森田(景)委員 女子船員の雇用拡大という方向に努力をなさつていられるといふことは非常に好ましいことである。ただ、先ほどいろいろと質疑の中でお聞きしております、この婦人差別撤廃という問題については、なかなか浸透しにくい面がかなり強く残つていられると思ひますし、特に、この船舶作業という問題が特殊な作業だ、こ

うこととございまして、なおさら、そういう考えが根深く残っているのではないかと思います。

全女性労働者の職種別のパーセントなどをいろいろ拝見しますと、就職状況が非常に偏っている傾向が見られるわけでございます。しかし、差別撤廃ということになりますと、全職種にわたって、やはり同じように就職の状況が進展しなければならぬ、こういうふうな考えをわけでございまして、そういう点について、国として、特に女子船員に限った雇用促進対策というものはお持ちでございまいしょうか。

○武石政府委員 お答え申し上げます。

女子につきましては、船員を志す者自体が極めて少数であるということは、先生から今御指摘のとおりでございます。女子に限った雇用対策ということにつきましては、現在のところ、特に対策を講じているという段階ではございませんが、海員学校、商船大学等につきましては、女子に対する入学制限を撤廃しております。今後とも女子が安心して船員となるための教育訓練につき得るような環境整備に努めてまいりたいと思っております。今後そういう環境整備と申しますか、女子船員の雇用が促進されるような条件が徐々に社会的にも煮詰まってきたらと思ひますし、女子船員の認識といえますか意識というものも変わってくるのではなからうかと思っております。そういう状況に対応しながら、私どもとしても考えていきたいというふうに考えております。

○森田(景)委員 環境整備という問題について

も、船という一つの建造物の中で、女性が男性と同じ立場で働く、しかし、女性は女性としてのやはり本質があるわけでございますから、そういう設備の改善ということも当然行われなければならぬと思ひます。入浴あるいはトイレの問題とかいろいろあるのではないかと思います。そういう面については、今までどういうふうに改善されてきているか、実態は御存じでしょうか。

○武石政府委員 従来、長距離フェリーというふうなもの以外には実態が余りございせんので、

そういう設備が十分になされているとは言えない状況でございますが、例えば私どもが今度つくっております新「日本丸」という帆船では、女子と男子とを区別しまして、当然にそれに相応するいわゆる便所とかあるいは寝室とか、浴室とかそういうものを区別したような設備をつくっておりますし、それとともに、特に大型船については今後、これはちよつと観点が違ひますけれども、船員制度の近代化を進めて、だんだん近代的な船がつくられていくということになりますと、かつてのようにな非常に厳しいといひますか重量物を持ち上げるとか、非常に汚い作業で大変な作業というふうなものだんだん軽減されてくるというふうな状況になっておりますので、そういう新しい船をどんどんつくっていくという近代的な船の技術革新の中で、当然にそういう環境整備というものもなされていくというふうに考えておりますし、それは今後のそういう女子船員の雇用の情勢に就いて、当然に顧慮されなければならぬというふうに考えております。

○森田(景)委員 やはり今までは、船員というの

が男性中心に労働が考えられてきた職種だったと思ひますので、そういう点ではまだまだ女子船員を受け入れる環境づくりは不十分だと思ひます。今、答弁もございまして、これからの新造船については対策を進めていくというお話でございまして、けれども、しかし、女性の職場を拡大するという立場からいけば、今までは船舶についても、当然これは改造といひますか整備を進めなければならぬ問題だろうと思ひます。そういう点についてはどうお考えでしょうか。

○武石政府委員 今後の女子船員の乗組みの状況に就いて、当然に船の中でも環境整備が行われていくものと考えております。そういう条件が整備されなければ、やはり女子船員を乗せるといふことは非常に困難なわけでございまして、今後の女子船員の雇用といひますか、そういう状況に就いて順次そういう状況が進展してまいるといふふうに考えております。

○森田(景)委員 先ほども答弁ございましたけれども、船舶船員の養成機関であります高等専門学校といひますかあるいは商船大学、こういうところでの受け入れ態勢といひますか、こういうことは商船大学については現在、学生が千五百四十人のうち女性が五十四人、こういう資料があるわけでございます。ただ、現在までのところは、今年度の学生、来年度卒業ですが、女性の卒業生が初めて出るといふことで、全然女性の就職というのにはなかつたわけでございまして、この高等専門学校とあるいは商船大学での女子学生の受け入れについての今後の対応といひますか、こういうことについて当局としてはどう考えていらっしゃるのか、お答えいただきたいと思ひます。

○武石政府委員 船舶船員の養成機関でございまして商船大学、商船高等専門学校におきまして、特に商船大学につきましては、既に五十五年には門戸を開きましてから次第に女子学生がふえてまいつて、最近では二十数名というところまで入学しております。総計で五十五名の学生が在学しておりますわけでございまして、一名は何か休学しているというふうに聞いております。

それから、商船高等専門学校につきましては、六十年度から女子に対する入学制限を廃止するというところで私も考えております。門戸の開放を新たにその面で行きたいということでございます。

海員学校につきましては、五十七年度から女子に対する入学制限を撤廃しておるわけでございまして、現在のところは入学者はございせん。もちろん、そういう女子学生を受け入れるについては、それなりの設備を私どもとしては整えているところでございまして。特に海員学校につきましても、全寮制というふうなこともございまして、当然そういうところも考えて募集を行つておるわけでございまして。そんな状況でございまして。

○森田(景)委員 商船大学における女子学生の応募状況、入学者はこういうことになっておりますけれども、応募に対する合格者といふのは御存じで

しやうか。

○武石政府委員 今ちよつと手元に資料を持っておりますので、後ほどまた作成しまして、先生のところへお持ちさせていただきたいと思ひます。

○森田(景)委員 女子船員の雇用拡大ということもさりながら、やはり船員全体としての雇用という問題も重大な問題でございまして、最近特に船員の失業率が上昇傾向にあるわけでございまして。この失業率の増加傾向の原因について、どういうところに原因があるか、その辺についてひとつ御説明いただきたいと思ひます。

○武石政府委員 船員の失業率につきましては、御指摘のとおり最近増加傾向にございまして、それは汽船部門におきましては、外航海運にあっては、国際競争力を維持するための少数精鋭化、あるいは外国人船員との混乗とかあるいは海外売船というふうなことで、内航海運におきましては、過剰船腹量の調整を図るための最高限度量の設定、あるいは倒産、事業規模の縮小等に基づくものと考へております。いずれも、海運界における不況の状況が非常に厳しいという状況下にあつて、失業が増加しているというところでございまして、それから漁船部門でございまして、諸外国におきまして二百海里漁業専管水域の設定に加えて、漁獲割当量の削減というふうなことで、あるいは各種の規制強化などによりまして減船を余儀なくされているというのが原因であるというふうに考へております。

○森田(景)委員 そういう状況で、それでは、失業防止対策、こういうことについては当局はどのように対策を講じてこられたのか。特に、昭和五十二年に船員中央労働委員会、船員雇用対策の基本方針」といふものが答申されているわけでございまして。この「船員雇用対策の基本方針」は今日までのように活用されてきたのか、御説明いただきたいと思ひます。

○武石政府委員 船員の雇用拡大といひますか雇用対策に当たりましては、私ども、先生御指摘の

答申を十分踏まえながら各種の施策を講じてきたところでございますが、その内容について申し上げたいと思います。

雇用対策を策定するに当たりまして一番考えなければならぬのは、一つには、失業を未然に防止するための雇用安定事業というものと、現に失業の状態にある者に対する雇用促進対策であるというふうなことをやっております。

それで、その雇用安定対策といたしましては、まず第一に、内部登用制度を定着させるために上級の資格を受けさせる、そういう訓練を実施する、あるいはこれを受講させる事業主に対して助成を行うというふうなことをやっております。

第二に、日本船員福利雇用促進センターというのが設立されておりますが、そこが開拓いたしました、外国船等に余剰船員を派遣する、そういう事業主に対して助成を行うというのをやっております。また、外国船への乗船に必要な訓練というものもこのセンターにおきまして実施いたしまして、これを受講させる、そういう事業主に対して助成を行うというふうなこともやっております。

第三番目といたしまして、海技大学の分校におきまして技能講習におきまして、陸上での就業に必要な技能資格を付与するというような教育訓練を行っております。

それから、本年度から船員保険特別会計からの補助で始めた事業でございますが、先ほどの日本船員福利雇用促進センターにおきまして実施しております能力開発事業というものの一環といたしまして、中高年船員の職業訓練では、陸の公共職業訓練校への入学の道を開くということをやっております。これに受講させる事業主に対してやはり助成を行うというふうなことをやっておりますのでございます。

それから雇用促進対策でございますが、雇用促進対策といたしましては、特定不況海上企業からの離職船員、国際環境の変化に伴う減船による漁業離職船員などやむを得ず離職をする船員に対しま

して、船員の雇用の促進に関する特別措置法、船員となろうとする者に関する国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法というものによりまして、失業保険の延長給付あるいは職業転換等給付金というものの交付を行うというふうな特別の措置を講じておるといのが一つ。

第二に、船員職業安定所等によりましては、広域にわたって再就職の促進に努め、求人の開拓、職業相談、就職指導等についてきめ細かな積極的な対応を講ずるようしております。

それから、日本船員の職域拡大を図るという意味で、先ほどの日本船員福利雇用促進センターを通じて、外国船への乗り組みを積極的にあつせんするというふうなことをやっておりますのでございます。

○森田(景)委員 きょうは、海上保安庁、それから労働省の方もおいでいただいたわけなんですけれども、時間が三十分ということで、時間がございませんで、次の機会に譲らせていただきます。いと思ひます。せっかくおいでいただきました申しわけございません。

以上で質問を終わります。

○久間委員長代理 河村勝君。

○河村委員 労働省は見えていますか。――まず労働省にお伺いをします。

今度の雇用平等法の関係については、労使、公益それぞれ側が意見が対立してまともななかったという異例の立法過程ですから、問題が方々にあることは当然であります。一番大きなのは、定年と退職、解雇については、一応罰則はないけれども、強行規定になっている。だけれども、募集、採用については均等な機会を与えるというだけの努力義務、それから配置、昇進については均等な取り扱い、これも努力義務というところで義務規定にはなっておりません。そこが一番問題なんだろうと思ひますが、その救済策といひますか、実効あらしめるために労働大臣は事業者が講ずるよう努力すべき措置について指針を定めることができるという規定が入っておりますね。一体この

指針というのは大体どんなことをつくりたいと思つて考へておられるのですか、それをまず伺ひます。

○松原説明員 お答え申し上げます。

今先生御指摘になりました指針は、募集、採用、昇進、配置という事業主の努力義務とされた事項につきまして、事業主がどういう方向に向かつて努力するのかというその努力目標を明らかにするために策定するものでございます。

具体的に申し上げますれば、今企業の雇用管理におきましては、募集、採用、配置、昇進という分野におきましていろいろ男女異なる取り扱いが行われているわけでございます。例えば募集につきましては、例えば男子だけ募集するとか、逆に女子だけ募集するとか、それから男女とも募集するけれども、男子何名、女子何名といったような枠を設けて募集するとか、それから女子についてだけ例えば自宅通勤者に限るといったような条件をつけるとか、それから年齢制限を採用に当たつての条件とする場合に、例えば女子は三十五歳未満、男子は四十五歳未満といったようなそういう条件の違いがあるといった事例がございまして、また配置におきましては、例えば一定期間ごとに配置転換をするというふうなルールがある場合に女性をそういう一定の配転ルールに乗せない。それから、女性も配置転換を行うけれども、転居を伴う配置転換は女性には行わないといったような取り扱ひも見られます。また、昇進につきましては、これが制度としてなっているかどうかというのとは明確ではないわけでございまして、女性には昇進の機会がないとか、機会はあつても例えは課長までであるといったようなことをとっているというふうな、これは私どもの調査からも把握されておりますが、そういう企業もあるわけでございまして。また、一定の昇進試験を合格した者について昇進させるというふうなシステムをとっているところ、その昇進試験を女子には受けさせないといったようなこともあつて聞いております。

これらもろもろ男女異なる取り扱いがあるわけ

でございましてけれども、これらすべてをその指針の対象といたしまして事業主に努力していただくようにするの、それともどういふところを優先的にやっていくのか、これらにつきましては、法案にもございまして公労使で成つております婦人少年問題審議会に十分お諮りした上、具体的にその努力目標を指針として策定するというところにいたしたいと思ひます。

○河村委員 例へば、ことあたり私も大分就職を頼まれて、いろいろ話を聞くと、女子については四年制大学出身者は採用いたしませんというふうな返事をもらう例がありますが、これなんぞは一体どういふことになるのですか。

○松原説明員 ただいま申し上げましたように、指針は具体的には審議会にお諮りした上決めることとなりますので、今具体的に先生が御指摘になつたような事例が指針として定められるかどうかというところは具体的に申し上げられませんが、けれども、そういうことは当然審議会での検討の対象にはなると考えております。

○河村委員 実際差別扱いであるかどうかの判定というのは非常に難しいと思ひますが、大いに勉強して実効あらしめるように努力をしていただきたいとお願ひいたします。

後でまたお伺ひいたしますが、船員関係につきまして、女子船員に関する保護規定の法案でいへば九章の二の規定、これに対して適用除外の規定がありますね。船員法では「船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶」となつていますね。労働基準法八条では「同居の親族のみを使用する事業」、表現がかなり違つておりますが、これは一体具体的にどう違つてくるのですか。

○和田説明員 先生御指摘の労働基準法の方の規定とそれから船員法の方の規定の差でございましてけれども、実質的にはほとんど差はないというふうなことを考へておりますが、「同居の親族」と「船舶所有者と同一の家庭」との間には若干表現の差がございまして、それには、ただいま申し上げましたように、実質的には差はないというふうなことを考へては

おりますが、「同一の家庭に属する者」とそれから「同居の親族」、「同一の家庭に属する者」と申しますのは「同居の親族」よりは広い概念でございます。親族に限りませず実質的に家庭をともにしている者、例えば内縁の妻とかそういう者を含む概念でございます。そういうふうにご考えておるわけでございます。

○河村委員 内縁の妻というのは非常に例外的なものであり、かつこれは裁判で争っても恐らく親族以上の者になるでしょう。ですから、そんなことじゃないはずで、わざわざ表現を変えたというのはそれなりの理由が、実質的な意義があるのでしょう。それでなければ労働基準法と同じでいいわけだから。別段検事の追及ではないから、率直に中身を言ってください。

○和田説明員 先生御指摘のように、常識的に若干疑問を感じる面があるかと思われましますけれども、これはある意味で労働基準関係の法律というのはかなり条約を翻訳して日本の法律にしたという面がございます。その面からの差異が若干表現上は出ておるといふことでございますが、実質的な差はないというふうにご考えております。

○河村委員 素直に読みますと、片一方は「同居の親族」、片一方は「同一の家庭に属する者」でしよう。家庭という言葉は法律用語としては非常にあいまいなんです。別段親子、兄弟、親戚でなくともそこらじゅうから連れてきて、同居人の形をとってそれで一緒にいても、やはり法律的には同一の家庭に属するとみなし得る余地がある。そういうつもりだと、いかようにも拡大解釈ができて適用除外ができてしまうのです。その点は一休だつてもいいのでこの法律を書いたのか、本当は僕は基準法と同じにするのが正しいと思うけれども、はつきりした見解をここでもって確定してもらえばそれでもいいと思うので、少し明確に言ってください。

○武石政府委員 このように法律の書き方が違ってきた沿革というのは、恐らく私は内航海運の実態に由来するものではないかと思うものでござい

ます。この法律は昭和二十二年といいますが、かなり戦争直後にできた法律でございますので、そのころは内航海運は非常に一杯船主というものが多々ございまして、現在でも一杯船主というのはいくさん残っておりますが、そこでは、例えば俗な言葉でございまして、父ちゃん船長、母ちゃん機関長というようなことで、家族といいますが、その家庭がそのまま船が生活する場である、家庭であるというような形で、その中で一年じゅう生活をしているというふうな実態があったわけでございます。

そういう意味で、「同一の家庭に属する」という中では、特にいろいろな面での、労働面での例えば搾取とか、過酷な労働を強制するというようなことはないというふうな推定があったのだらうと思ひます。法解釈としては、私はちよつと確認しておりませんので、私の過去の何と申しますか経験で申しますと、そんなことではないかと思ひうわけでございます。

○河村委員 それじゃ答えにならないので、別段これは労働基準法以上に範囲を拡大をして、いろいろな人を入れて得る余地をつくるために書いたのではない、それははっきり言ってもらえればいいのですが、どうですか。

○和田説明員 先生御指摘の八十八条の八の規定で「船舶所有者と同一の家庭に属する者のみを使用する船舶については、これを適用しない」、こういう規定をこの章全体について置いておる。それと同時に、船員法の第六條で、労働基準法の八條を準用しております。そこで船員法については労働基準法と同様に、同居の親族の場合には船員法は適用しないという規定がある意味でダブルでかかるようになっておりました。したがって、労働基準法と船員法の間に差が法律上出るといふことは一切ないようになっております。それはダブルにかかるといふことになっております。

○河村委員 そうはならないのです。労働基準法の前段でもって船員法は適用しないと申しておいても、それ以上広い範囲で適用除外があればそ

れは特別法で生きてくるのですよ。だからその法律解釈は間違ひだ。だから、気がつかなかったら気がつかないでいいから、大臣、わざわざ拡大する趣旨じゃないかということをちよつと言つていただければそれでいいのですけれども、いかがですか。

○武石政府委員 先生御指摘のとおり、私も申しては、これはそういう適用除外の範囲を拡大するという意図のものとは全く考えておりませんし、そのように運用してまいりたいと考えております。

○河村委員 どうも変なことではひつかかつてしまつて時間がもたなくなつてしまつて、あと二つだけ具体的なことを伺ひます。

マリンガール、対象船員の半ば以上を占めるのですけれども、さつき実態を見て深夜業の制限解除について就業不安のないように法の運用を行うという答弁がありました。が、実際実態を聞きますと、私も自分で見たわけではありませんが、就業環境というのは決していいものではなくて、間々就業中乗客によつて暴行を受けるというふうなこともあつたというふうにご聞いていますが、その実態は知つていますか。

○武石政府委員 暴行を受けるというふうな実態は私はちよつと存じませんが、深夜酷罰客が多少絡むようなことをするというようなことがあり得るという話は聞いております。

○河村委員 どうもこれは本当らしいので、飛行機のスケジュールとは就業環境が全く違うのですよ。ですから、この深夜業の禁止を解除すること、そのことに私は決して反対ではないけれども、そうした実態をよく調べて、それで法律が施行後も、一遍に法律で解除されたからいいやというところで全部深夜業にするのではなくて、実態を調べて、それでそうした環境の悪いところを改善をされるまでは、これは単に労使間の交渉に任せないで、運輸省としてもチェックをして、そういう危ないところは深夜はやらせないというふうな措置をぜひ講じてほしい。いかがですか。

○武石政府委員 今回の法改正に当たりましては、先生御指摘のとおりマリンガールを含めて一般女子船員全体について夜間労働の禁止の規定を廃止するとかいうような等々の改正を行つたわけでございますが、御指摘のような御意見もございします。で、改正船員法の施行に当たりましては、本件に関する船員中央労働委員会の答申にございしますように、女子船員の従来の労働実態にみ、女子船員の就業上の不安がないよう十分に配慮した法の運用を行つていきたいということを考えております。その意味で急激な変化ということはないでございまして、現実にはそのような可能性もないと思ひますので、十分そういう点に配慮してまいりたいというふうにご考えております。

○河村委員 それからもう一つ、実質的な問題ですが、八十七条の妊娠婦の就業制限について「命令で定める範囲の航海」については、本人の申し出があつて医師が母性保護上問題がないと認めたときには制限を解除してもよろしいという規定がありますが、この「命令で定める範囲」というのは、これは一体どういうものをお考えですか。

○武石政府委員 「命令で定める範囲」と申しますのは、現在の内航海運とか漁業とかの実態に即しまして、沿岸漁業の場合あるいは内航海運でも最寄りの港に比較的短時間で戻れるようなそういう航海というふうなものを定めたいと思つておるわけでございます。

これは特に妊娠婦の場合などについて、二、三時間というふうな短時間内に処置をしないと非常に危険な状態になり得るということを前提としたしまして、どの程度にしたらよいかということ、十分専門家の意見を聞きながら定めてまいりたいと思つておるわけでございます。

○河村委員 時間がなくなつたので終わりますけれども、労働省に最後にお尋ねをいたしますが、男女雇用平等というのは、法律でつくりましても、なかなか社会慣行というものが成熟しないと実効が上らないという実態があるわけですね。ですから、この法律もそういう意味でかなり問題の多

法律であります。こういう法律をつくりになるなら、まだ審議中なんです。五年ぐらいうつてみて、そこで見直して、もう一遍出直すという見直し規定を入れるのが一番妥当だと私は思うのですけれども、一体そういう議論はこれまでなされているのか、また政府としてはそういうことを考えているのか、その点をひとつお尋ねをしたいと思います。

○松原説明員 先生御指摘の点につきましては、私も法案を国会に提出した前に要綱を諮問いたしました婦人少年問題審議会のその要綱に付します答申におきまして、この今回の法案につきましては、今日の段階ではやむを得ないというものが多数意見であったわけでございまして、婦人差別撤廃条約の目指す姿に照らせばなお十分な点があるということにかんがみまして、この関係法律の施行後適当な期間内にその施行状況を審議会に報告し、その審議結果に基づき、必要がある場合には法改正を含む所要の措置を講ずるべきであると考えているという御意見をいただいたわけでございます。したがって、労働省といたしましては、この答申を十分尊重して、社会経済状況の変化に対応してまいりたいとは考えておりますけれども、今先生おっしゃいましたような見直し規定を法律の中に入れるというところまでは必要ないというふうに考えているところでござい

○河村委員 終わります。

○久間委員長代理 辻第一君。

○辻第一委員 今回の船員法の一部を改正する法律案は、婦人差別撤廃条約を来年批准するためにいわゆる男女雇用機会均等法というのが今提案をされているわけでありまして、この船員法の改正はこの均等法の労働基準法の改正部分に相当するということだと思っております。

今回の均等法は、現行労働基準法上の女子の時間外・休日労働の制限、深夜業の禁止、危険有害業務の就労制限、坑内労働の禁止、生理休暇の権利を大幅に後退させるものということになっており

ます。この労働基準法の婦人に対する保護規定というのは日本の具体的な条件のもとでの母性保護の見地から設けられたものである、私はこのように考えておられるわけでございます。この規制を緩和することは、婦人労働者の労働条件を大幅に切り下げる、婦人労働者の健康と母性の破壊を一層進めるものであり、そのことは女子の就業をさらに困難にし、また家庭生活の維持をも困難にするものであるというふうに考えるものであります。

このような状況の中、婦人労働者が労働基準法の改悪反対、実効ある雇用平等法の制定をという声が大きく上がっております。また、国連の婦人差別撤廃条約にも、「母性保護を目的とする特別措置を締約国がとることは、差別とみなしてはならない」、第四条第二項に明記されておられるわけでありまして、雇用における男女平等とは母性の保護を当然の前提とするものであります。こういう立場から、産後休業の延長など妊娠、出産にかる改善部分を削いで、さきに述べた改悪部分については強く反対をし、すべて削除することを要求してきたところでございます。こういう立場をまず明らかにして松原婦人政策課長にお尋ねをいたします。

労働基準法の改正案における深夜労働の原則禁止という考え方は、一番大きな柱は母性保護の立場である、それともう一つは、婦人の家庭生活と申しましようか育児であるとか家事であるというようなことにかかわっているというふうに考えるわけでございますが、いかがでしょうか。

○松原説明員 深夜業の禁止の規定は、私どもといたしましては、これは母性の保護のための措置というふうには考えておりません。これは今先生おっしゃいましたように、婦人差別撤廃条約四条二項におきまして母性保護は差別とみなしてはならないというふうになされておりますけれども、この場合の母性保護措置とは、妊娠、出産及び産後の期間における保護措置であって、妊娠、出産、保育等に直接かかるものであると解されているわけでございまして、この条約の解釈に照らしまして

も深夜業の規制が母性保護ということでは言えないのではないかと考えております。

それから、この問題を長年御審議いただきまして婦人少年問題審議会におきまして、深夜業の規制の問題は、母性保護という観点というよりもむしろ家庭生活といえますか、女性が家庭生活と職業生活を両立させるための諸条件が十分整っていないとか、女性が家事、育児の負担を負っているというところが就業に非常に大きな影響を与えているというふうな観点から議論された経緯はござい

ますが、母性保護のために必要だという議論がなされたというところはございません。

○辻第一委員 私は、深夜労働の原則禁止というのは、母性を保護する立場というのが非常に大事な立場だと指摘をせざるを得ないというふうに思っております。

私は一つの例を申し上げたいのですが、これは船員の方の例ではございません。私の地元の国立奈良病院の例でございまして、病棟の看護婦さん九十三名のうち既婚者が三十五名、このうち五十八年四月から五十九年三月まで一年間に妊娠をされた方が十八人でございまして、このうち異常出産の方が十三人で七二％です。正常出産の方は五人で二八％です。異常出産の内訳を見ますと、流産が二人、切迫流産が十人、この方は一カ月から七カ月の安静を要した方です。それから後期妊娠中毒が一人、実態は本当に深刻な状況であります。私もこの話を最近聞いたわけであります。本当にびっくりいたしました。国立病院でござい

ますので、人間の命や健康を守る医療を国がやっていたら、その病棟の看護婦さんの実態が七二％が異常出産だということになります。松原課長、このようなケースをお聞きになったあるいは調査されてそういうことがあったということにはございませんでしょうか。

○松原説明員 私どもも女子労働者の妊娠、分娩についてという状況であったかについては、ちょっと古い調査でございまして調査したものがございまして、それによりますと、これは勤務の形

態に着目いたしましてそれごとに集計をいたしておりますが、昼勤だけをやった者よりも深夜勤ですとか交代勤をやった者の方が異常出産の発生率は高いという状況が出ておりますが、これはその妊娠以前にどういう状況であったかということとは十分把握されておらず、妊娠中にそういう状況であったというものを分類した結果でござい

ます。そういうことも踏まえまして、私どもは、そのほか労働基準法研究会の報告、大分前に出た報告でございまして、その報告をまとめるに当たりました医学的、専門的検討の結果があるわけでございまして、それにもよりまして、妊娠中の深夜業ですとか時間外労働というのは好ましくないといいことが言われておりますことから、今回労働基準法の改正におきまして、妊娠婦から申し出があった場合には時間外労働、休日労働、深夜業をさせてはならないという規定を新たに置いたところでござい

ます。

○辻第一委員 こんな深刻なケースをお聞きになつたり、調査でお知りになったことはありませんかというのが私のお尋ねなんです。

○松原説明員 調査はいろいろございまして、私もいろいろのところで、労働組合等も通じて今先生の御指摘のあったようなことがあるというところを聞いたことはござい

ます。

○辻第一委員 婦人労働者の現場の実態、これはちょっと特殊な例とも言い切れないと思うのですが、大変な事態があらちにあるというふうには思っております。こういうことですので、今度は妊娠婦については一定の改善がとられなければ、妊娠婦だけではなしに、そうでないときも、本当に女性の労働者の健康を守る、母性を守るということから今度の均等法、労働基準法の改悪部分というのはどう見ても納得できない、何としてもこれは削除をされるべきである、重ねて強く要望をして、次に移りたいと思

本日は、これにて散会いたします。
午後零時八分散会

マリンガールが七百四十二名ということでございますが、今度の改正の中で深夜労働の規制がなくなつたということでございます。これに対してマリンガールの方が強く反対をしておられるということでもあります。本来、海上勤務というのは本当に過酷な勤務だと私は思うわけでありますが、その上にマリンガールの皆さん方の深夜の業務の規制が外されたということは、これは大変な問題だといふふうに思うわけでございます。それでは婦人の健康を破壊するということになりますし、母性を破壊するということになりますかと思ひます。そのことはまた女子船員の職場をも狭めていくことにならうかと思ひます。いかがですか、マリンガールの皆さん方にとっては非常に健康破壊につながるし、また先ほど来少しお話がありましたけれども、深夜酩酊した方が絡むこととか、あるいは暴力というようなことも考えられるわけであります。私は、そういう点でいかがお考へになつてゐるのかお尋ねをいたします。

○武石政府委員 マリンガールのことでございしますが、現在の実態がどうなつてゐるかということからまず最初にちよつと申し上げます。現行船員法の八十八条、それと船員法の施行規則の五十八条に基づきまして、「地方運輸局長の許可を受けて、海員を旅客の接待、物品の販売等軽易な労働にもつぱら従事させる場合」などにおいては、「午前零時前後にわたり連続して九時間休息させる」限り「午後八時から翌日の午前五時までの間において」女子の船員を作業に従事させてよいことになつております。

その許可の現状でございしますが、五十七年では会社数で三十二社、船では百三十一隻、五十八年では四十一社、百六十四隻というような実態になつております。これは主としてマリンガールの実際の労働に關してこういう許可が行われてゐるというのが実態でございします。

今回の法改正に当たりましては、マリンガールを含めて一般女子船員について、雇用機会の拡大の観点から夜間労働の禁止規定を廃止しまして、

妊産婦についてのみ母性保護の観点から夜間労働の制限規定を存続させたものでございします。しかしながら、先生の御指摘のございしますような御意見もございしますので、改正船員法の施行に当たりましては、本件に關する船員中央労働委員会の答申にございしますように、女子の船員の従来就労の実態というものにかんがみ、女子船員の就業上の不安がないように十分配慮した法の運用を行つていきたいと考えておる次第でございします。

○辻(第)委員 私は非常に大きな問題だと思ひますね。その点で、私は、その部分、深夜労働の制限をなくすことは削除していただきたいと考へるわけであります。ちよつと時間が参りました。もう少しお尋ねをしたいと思つておりましたが、危険有害作業の就業制限でございしますが、冷凍庫内において長時間行う作業や三十キログラム以上の重い荷物の運搬または持ち上げ作業というようなものについては従来どおり就業制限の対象とすべき問題である、このことを重ねて要望しておきたいと思ひます。

最後に大臣に、女子船員の労働条件を改善をして健康や母性を本當に守つていくということでの御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○細田國務大臣 おっしゃる御趣旨はよくわかるわけでございします。今まで制限しておつたものを撤廃するわけでございしますから、それだけ後退ではないかという御意見はそのとおりなんですが、ございしますが、何にいたしましても、雇用を拡大したい、働く意思のある人に本當に働いてもらいたいというこのために、矛盾を感じるわけでございしますけれども、今回夜間労働等の制限を撤廃するということをやむを得ずやつたということなんです。いろいろ今後の運用上の問題については十分考へて運用してまいらなければならない、かように思つておる次第でございします。

○辻(第)委員 終わります。
○久間委員長代理 次回は、明十八日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会することとし、